

世羅郡三町



合併協議会だより

第17号

2004(平成16)年
2月6日発行

3町長が合併協定書に調印



合併協定書調印後、固い握手を交わす3町長と知事
(左から松山世羅町長、上本世羅西町長、藤田広島県知事、山口甲山町長)

3町議会で合併関連議案を可決!

16年10月1日 新「世羅町」が誕生

世羅郡三町合併協定調印式を開催

平成16年1月13日(火)せら文化センターにおいて、世羅郡三町合併協定調印式が行われました。

調印式では、世羅郡三町合併協議会の会長である上本仁志世羅西町長があいさつを行った後、これまでの合併協議の経過報告を金尾則満幹事長(世羅町助役)より行いました。続いて、世羅郡3町の議会議員や多くの来賓が見守る中、3町長が合併協定書に調印し、3町議会議員、副議長、議員代表及び協議会委員が立会人として、協定書に署名を行いました。

その後、山口甲山町長、松山世羅町長があいさつを行い、来賓を代表して藤田雄山広島県知事、小島敏文広島県議会議員よりご祝辞をいただきました。



合併協定書に調印する3町長

第18回 世羅郡三町合併協議会

調印式に先立ち第18回世羅郡三町合併協議会をせら文化センターにおいて開催しました。今協議会では、新町建設計画の県知事協議の結果について報告しました。

会議録署名委員の指名

今協議会の署名委員は石岡省吾委員 真野綾委員 横山昇司委員を指名しました。

報告事項

報告第23号 新町建設計画の県知事協議の結果について

新町建設計画について、県知事より異議がない旨の回答があったことを報告しました。

※新町建設計画はホームページでご覧になれます。

会長あいさつ

世羅郡三町合併協議会会長
世羅 西町 長 上本 仁志



上本仁志 合併協議会会長

また、3町それぞれの議会議員各位、そして一年余にわたり責任と使命を成し遂げて頂きました合併協議会委員各位に、今日までのご苦勞に改めて敬意と感謝を申し上げます。

熱を、新町へ託すことが醸成されたことであると確信いたしております。

世羅郡三町合併協議会を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

本日のよき日、藤田広島県知事、小島県議会議員、横山尾三地域事務所長はじめご来賓各位のご臨席を賜り、世羅郡3町の合併調印の式典が挙行出来ますことに謹んで感謝とお礼を申し上げます。

世羅郡3町の合併協議につきまして、平成14年10月に第1回の協議会を開催し爾来一年余のときを経て、昨年末の第17回合併協議会をもって、協議会委員の皆様全員の確認を頂き、協議を終えることができました。



これまでの間、この合併を側面から支えていただいた方々、また一方でこの合併に疑問を抱かれた方もございました。こうした数ある意見や議論の中で世羅3町合併が整い今日の日を迎えております。

こうした方々の、切実・誠実な思いは新町の町づくりの過程において、貴重な糧として大切にされるべきであります。

合併と言う大きな門前まで、進めさせて頂きましたが、合併期日の10月までの残すところわずかの期間の中で多くの実務を抱えております。

これからも、合併協定40項目を基本に3町連携を密にして一つひとつの事柄を大切に調整・整理させて頂き、新町に臨む決意でございます。

本日は、晴れの世羅郡3町の合併調印式にあたり、多くの皆様方のご臨席を賜り無事



調印された合併協定書

合併調印できます事に、心からお礼と感謝を申しあげ、式辞と致します。

人と自然が
輝くまちづくり

来賓祝辞

藤田 雄山 広島県知事



藤田雄山 広島県知事

りのスタートとなるものであります。

そのためには、それぞれの地域の思いを一つにまとめ、いくという、大変困難な取り組みを伴うものでございます。

そうした中、関係者の皆様方が、議論を尽くし、お互いの立場を尊重して、一つひとつの合意を積み重ねながら、本日の合併協定調印式を迎えられました。

町長さんをはじめ、議会議員、合併協議会委員、関係者の皆様方のこれまでのご労苦に、心より敬意を表する次第であります。



当地域は、世羅台地の豊かな自然・歴史・文化や観光・レクリエーション資源に恵まれるとともに、数多くの質の高い農作物の産地であるな



ど、他の地域にない特色があります。

また、これまで世羅郡3町は、介護保険業務の処理や、地域イントラネットの整備のほか、観光事業、生涯学習事業を共同で実施されるなど、地域の一体的な発展に積極的に取り組んで来られました。本日の合併協定を契機に、新しい「世羅町」が、「人と自然が輝くまち」という将来像を早期に実現されることを心から期待しているところであ

ります。県といたしましたも、新しい「まちづくり」のため、できる限りの支援をして参る所存でございます。

終わりに、本日の合併協定を機に、世羅郡3町の一体感がさらに高まり、個性豊かで活力に満ちた、より一層住みやすい地域社会となりますことを祈念いたしまして、お祝いの言葉いたします。



甲山町、世羅町、世羅西町の合併協定調印式に当たり、一言お祝いを申し上げます。御案内のとおり、今回の「平成の大合併」は、将来にわたり住民サービスの維持・向上を図るため、市町村の行財政基盤を充実・強化するものであり、また、新しいまちづく

来賓祝辞

小島 敏文

広島県議会議員



小島敏文 広島県議会議員

作っていたいただきました。改めてこの御労苦に心から敬意を表したいと思う次第です。

確かこの世羅郡3町の面積は、東広島市と同じぐらいだと記憶しています。人口は少ないですが、自然に恵まれた肥沃な台地を、高原を持っています。

私は昔からこの世羅郡3町というのは地勢的に一体であるというように思っておりませんが、地方分権の流れの中、この3町合併によって、より財源を強くして、またお互いの英知を結集して、さらにこの世羅地域が発展していくものと確信をしております。

今日までの皆様方の御労苦に對しまして改めて感謝を申し上げます。今後ますますの世羅町の、そして新しい世羅町の

一言お祝い申し上げます。ただいまは、厳粛のうちに調印式がとりおこなわれました。まことにおめでとうございます。

3町の町長さん、議長さん、また委員の方々、本当に時間をじつくりかけ、実に18回という会を重ねられて、立派な合併の協定書と建設計画を

の発展を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



調印式に出席された藤田広島県知事と合併協議会の皆さん

3町議会で 合併関連議案を可決

平成16年1月20日(火)、甲山町、世羅町、世羅西町の各町において臨時町議会が開催され、世羅郡三町の合併に関する議案が各町ともに、原案どおり可決されました。

世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町の廃置分合について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成16年10月1日から世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町を廃し、その区域をもって世羅郡世羅町を設置することを広島県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

平成16年10月1日から世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町を廃し、その区域をもって世羅郡世羅町を設置することに伴う財産処分を、別紙協議書(案)のとおり世羅郡甲山町及び同郡世羅町と協議して定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第5項の規定により、議会の議決を求める。(※議案は世羅西町の例)

〈締結された協議書の内容〉

世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成16年10月1日から世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町を廃し、その区域をもって世羅郡世羅町を設置することに伴う財産処分について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第4項の規定により、次のとおり定める。

- 1 世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町の財産は、すべて世羅郡世羅町に帰属させる。
- 2 世羅町大字津口財産区有の財産は、財産区有財産として引き続き存続させる。

世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町の廃置分合により新たに設置される世羅郡世羅町の議会の議員の定数に関する協議について

平成16年10月1日から世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町を廃し、その区域をもって世羅郡世羅町を設置することに伴う世羅郡世羅町の議会の議員の定数を、別紙協議書(案)のとおり世羅郡甲山町及び同郡世羅町と協議して定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第10項の規定により、議会の議決を求める。(※議案は世羅西町の例)

〈締結された協議書の内容〉

世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町の廃置分合により新たに設置される世羅郡世羅町の議会の議員の定数に関する協議書

平成16年10月1日から世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町を廃し、その区域をもって世羅郡世羅町を設置することに伴う世羅郡世羅町の議会の議員の定数について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第7項の規定により、次のとおり定める。

世羅郡世羅町の議会の議員の定数は22人とする。

世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

平成16年10月1日から世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町を廃し、その区域をもって世羅郡世羅町を設置することに伴う市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)に基づく経過措置を、別紙協議書(案)のとおり世羅郡甲山町及び同郡世羅町と協議して定めることについて、同法第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。(※議案は世羅西町の例)

〈締結された協議書の内容〉

世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成16年10月1日から世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町を廃し、その区域をもって世羅郡世羅町を設置することに伴う市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)に基づく経過措置を次のとおり定める。

農業委員会の委員の定数及び任期

合併特例法第8条第1項の規定に基づき、世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町の農業委員会の選挙による委員で、新たに設置される世羅郡世羅町の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものについて、選挙による委員として引き続き在任することができる者の数を34人とし、その引き続き在任することができる期間を平成17年7月19日までとする。

広島県知事へ合併申請書を提出

甲山町、世羅町、世羅西町の議会において合併関連4議案がすべて可決されたことを受け、1月23日(金)に合併申請書類を広島県知事へ提出しました。

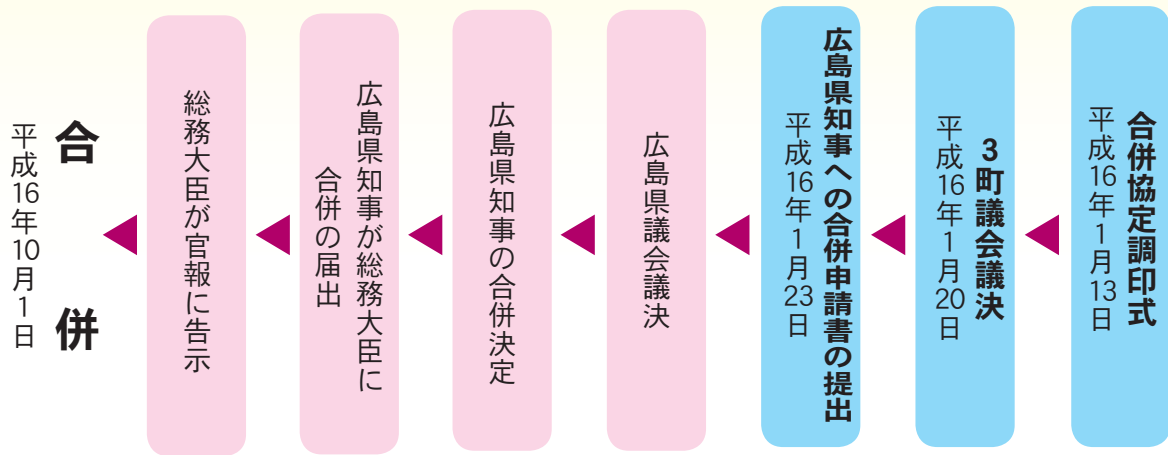
この合併申請書類は、廃置分合申請書、合併協定書(写)、新町建設計画、議会の議決書(写)などです。

今後、広島県議会での議決、総務大臣の告示を経て、平成16年10月1日に新「世羅町」が誕生することになります。



申請書を桂木市町村合併推進室長へ提出

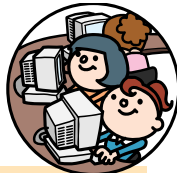
合併までのスケジュール



ホームページのご案内

委員の意見や質問など、協議内容の詳細についてはホームページへ会議録を掲載しておりますので、こちらもぜひご覧ください。(掲載まで1カ月程度かかります。)

各町役場、公民館へ設置してあるパソコンでも、ホームページをご覧いただけます。



◎ホームページアドレス◎

<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>

協議会の動き

1月

- 6日 第20回総務企画部会
- 6日 第17回教育文化部会
- 7日 第16回福祉生活環境部会
- 8日 第20回産業部会
- 9日 第16回建設部会
- 13日 第18回世羅郡三町合併協議会
- 13日 世羅郡三町合併協定調印式
- 23日 広島県知事へ合併申請書提出
- 28日 第20回幹事会

平成16年2月6日

■発行：世羅郡三町合併協議会 ■編集：世羅郡三町合併協議会事務局
 〒722-1121 世羅郡甲山町大字西上原 124-2 ☎0847-25-5141 ☎0847-22-5921
 ホームページアドレス：<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>